

告 示

公益社団法人東京都診療放射線技師会 2026・2027年度代議員及び予備代議員の立候補受付について

2026年1月1日

公益社団法人東京都診療放射線技師会
選挙管理委員会 委員長 小野 賢太

公益社団法人東京都診療放射線技師会 定款第12・13条並びに代議員及び予備代議員選出規程により、
2026・2027年度の代議員及び予備代議員の立候補受付を下記の通り行う。

記

選挙の実施内容：公益社団法人東京都診療放射線技師会の代議員および予備代議員

任期：2026年4月1日～2028年3月31日

立候補要件：本会の会員であり、当該年度の会費を完納していること。

定数：別表1参照

立候補受付期間：2026年1月1日（木・祝）から1月28日（水）17時00分まで（必着）

立候補届提出先：公益社団法人東京都診療放射線技師会 選挙管理委員会 宛

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里2-22-1 ステーションプラザタワー505号

投票方法：代議員および予備代議員の選挙は、選挙管理委員会の管理のもと、立候補者が所属する
地区において郵送にて実施する。

選挙結果の告示：本会会誌で行う。

選挙の日時：2026年2月26日（木）17時00分まで（必着）

その他の必要事項については、本会のホームページ上に掲載する。

注意事項：1) 立候補者は所属する地区委員長に対しても、立候補する旨を届け出ること（地区メールアドレス：別表1参照）。

2) 立候補に必要な書類は、本誌6～7ページの様式10・11にて提出すること。

以上

(別表1)

2026・2027年度代議員及び予備代議員定数

地区	代議員数	予備代議員数	メールアドレス	地区	代議員数	予備代議員数	メールアドレス
第1地区	3	1	area01@tart.jp	第9地区	7	1	area09@tart.jp
第2地区	5	1	area02@tart.jp	第10地区	4	1	area10@tart.jp
第3地区	7	1	area03@tart.jp	第11地区	4	1	area11@tart.jp
第4地区	7	1	area04@tart.jp	第12地区	4	1	area12@tart.jp
第5地区	7	1	area05@tart.jp	第13地区	14	1	area13@tart.jp
第6地区	5	1	area06@tart.jp	第14地区	5	1	area14@tart.jp
第7地区	7	1	area07@tart.jp	第15地区	5	1	area15@tart.jp
第8地区	7	1	area08@tart.jp	第16地区	3	1	area16@tart.jp

※2025年9月30日現在の会員数(会員動向)を元にした代議員数

選挙管理委員会(2025年12月10日承認)

公益社団法人東京都診療放射線技師会 代議員及び予備代議員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会定款（以下、「定款」という。）第13条に定める代議員及び予備代議員（以下、「代議員等」という。）選出のための選挙について規定する。

(選挙権)

第2条 定款第5条第1号により正会員として登録されたものは、この規程に定める選出につき選挙権を有する。

(被選挙権)

第3条 定款第13条第2項に定める代議員等に立候補する者は、正会員としての資格を有する者とする。
2 立候補する者は、当該年度の会費の完納者であること。

(立候補届)

第4条 代議員等に立候補する者は、地区委員長に申し出を行い、立候補届【様式10】、【様式11】に記載し、期日までに選挙管理委員会に届けなければならない。

(代議員等の選出)

第5条 代議員等の選出は2年に一度、1月から3月に行う。
2 代議員等の選出は、以下の各号による。
(1) 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。
(2) 候補者が定数を超えた場合は、投票を行う。投票は、定数内連記投票とする。
(3) 当選は、定数内で白票を除く有効投票の上位得票順とする。
(4) 得票が同数の場合は、抽選等にて決定する。

(代議員及び予備代議員選挙の投票、開票及び立会人)

第6条 代議員等の選挙は、郵送またはそれに代わる手段にて投票を行う。
2 選挙管理委員会は投票締め切り後、立会人の立会いのもとを開票する。
3 立会人は、正会員の中から、選挙管理委員会が選任する。

(選挙結果の公表)

第7条 代議員等の選挙の結果については、選挙管理委員会が速やかに公表する。

(異議申立)

第8条 代議員等選挙の効力に対し、不服がある選挙人または候補者は、選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。
2 异議申し立ての受付は、開票結果発表日から1週間以内とする。
3 异議申し立てに対しては、選挙管理委員会で協議する。

(代議員証の発行)

第9条 選挙管理委員会は、異議申し立て期間終了後速やかに代議員証を発行する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月18日から施行する。

公益社団法人東京都診療放射線技師会

代議員 立候補届

年 月 日

公益社団法人東京都診療放射線技師会
選挙管理委員長 殿

私は、_____・_____年度 公益社団法人東京都診療放射線技師会代議員選挙に立候補いたします。

つきましては、下記の通り立候補届を提出いたします。

記

所属地区：第 _____ 地区

氏 名（自署）：_____ 印

生年月日：昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日（_____歳）

勤務先名：_____

自宅住所：〒 _____ - _____

電 話：_____ (_____) _____

以上

選挙管理委員会受理 年 月 日

選挙管理委員長 印

公益社団法人東京都診療放射線技師会

予備代議員 立候補届

年 月 日

公益社団法人東京都診療放射線技師会
選挙管理委員長 殿

私は、_____・_____年度 公益社団法人東京都診療放射線技師会予備代議員選挙に立候補いたします。

つきましては、下記の通り立候補届を提出いたします。

記

所属地区：第 _____ 地区

氏 名（自署）：_____ 印

生年月日：昭 和 ・ 平 成 _____年 _____月 _____日（_____歳）

勤務先名：_____

自宅住所：〒 _____ - _____

電 話：_____ (_____) _____

以上

選挙管理委員会受理

年 月 日

選挙管理委員長

印